

議案第19号

墨田区私道整備助成条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年2月6日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区私道整備助成条例の一部を改正する条例

墨田区私道整備助成条例（昭和58年墨田区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「又は」を削り、「設置」の次に「し、又は私道に設置されている排水設備若しくは防犯灯を修理」を加える。

第2条中「の各号」を削る。

第3条を次のように改める。

（助成対象工事）

第3条 助成金の交付対象となる工事（以下「助成対象工事」という。）は、墨田区規則（以下「規則」という。）で定める要件に該当する私道において、規則で定める基準により施行される次に掲げる工事とする。

- (1) 路面舗装工事
- (2) 排水設備工事
- (3) 防犯灯工事

第4条中「ごとに規則で定める」を「ごとの」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の助成対象工事ごとの標準工事費は、区長が別に定める。

第6条第1項中「前条の」の次に「規定による」を加え、「うえ」を「上」に、「申請者」を「当該申請をした者（以下「申請者」という。）」に改め、同条第2項中「前項の」の次に「規定による」を加える。

第8条第1項中「者が、次」を「申請者が次」に、「一に」を「いずれかに」に改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(提案理由)

私道防犯灯の管理に係る区民の負担軽減及び防犯灯の長寿命化を図るため、新たに防犯灯柱の塗装補修工事を助成金の交付対象に加えることに伴い、所要の規定整備をする必要がある。